



ペットボトルの分別回収について

これからの季節、気温も高くなり、ペットボトルの清涼飲料水の消費量が多くなってきました。

再生資源として利用することを目的に、昨年7月よりリサイクル袋によるペットボトルの回収をはじめ、一年を迎えようとしています。市民のみなさまの分別収集へのご協力に感謝いたします。

平成19年度は約25tのペットボトルが資源として回収され、中間処理を経てタマゴパックなどに再利用されました。

円滑なリサイクルのために

ご協力ください

ペットボトルはリサイクルしますので、リサイクル袋に入れて出してください。その際、横につぶしてもかまいませんが、縦につぶしたり、切ったりしないでください。また、中身や異物を取り除き、キャップ及びラベルをはずしてください。

出し方は、「多久市ごみ収集カレンダー」をご確認ください。

平成20年4月から 指定ペットボトルの品目が追加されました

4月からの指定ペットボトルの分類

特定調味料 (品目拡大)	●しゅうゆ加工品(めんつゆ等) ●みりん風調味料 ●調味酢 ●食酢 ●ドレッシングタイプ調味料(ノンオイル)
(変更なし)	○乳飲料、ドリンクタイプの発酵乳、乳酸菌飲料など ○清涼飲料(コーヒー飲料、茶飲料などを含む)、果汁飲料など ○酒類(焼酎、本みりん、洋酒、清酒など) ○しょうゆ

表の上段(品目拡大)が今回変更または追加された品目です。食用油脂を含むもの(食用油、オイル成分を含むドレッシング等)、香辛料の強いもの(ソース、焼肉のたれ等)、非食品用途全般(洗剤、シャンプー、化粧品、医薬品等)のペットボトルは指定ペットボトルではありません。

必ず右のペットボトルマークの有無をご確認ください。

ペットボトルマーク以外のものは、プラスチック製容器包装と燃えるごみに分別して、出してください。



問い合わせ

市民生活課 生活環境係 ☎75-6117

有害鳥獣駆除を

実施しています

有害鳥獣駆除期間および今後の市内一斉駆除日をお知らせします。

伝書鳩などを飼育されている方は、市内一斉駆除日には放さないように注意してください。

駆除対象

イノシシ、カラス、ドバト

有害鳥獣駆除期間

10月19日(日)まで

市内一斉駆除日

■ 6月29日(日)	5時30分～8時30分
■ 7月27日(日)	5時30分～8時30分
■ 8月31日(日)	5時30分～9時
■ 9月28日(日)	6時～9時
■ 10月19日(日)	6時～9時

駆除方法 銃器、捕獲おり、わな

駆除区域 特定猟具(銃器)使用禁止区域を除く市内一円

また、外傷が見られず、数羽以上もしくは連日、野鳥などが死んでいるのを確認した場合は、手を触れずに農林課までご連絡ください。

問い合わせ

農林課 農政係 ☎75-4825

ひとり親家庭の

無料法律相談を

実施します

生活上の

諸問題について専門的に解決することが必要なひとり親

家庭の方などを対象とする巡回相談を実施します。

離婚にともなう養育費および財産分与の問題、配偶者の事故死補償問題、遺産相続、金銭貸借問題、その他専門的に解決を要する問題について相談員(弁護士)が応対します。



日時 6月20日(金) 13時～15時

(事前に予約をしてください)

会場 多久市中央公民館

問い合わせ

福祉健康課 社会福祉係

☎75-6118

佐賀県母子福祉センターでは、毎月第2・第4木曜日に無料法律相談を実施しています。

問い合わせ

佐賀県母子福祉センター

☎24-0064